

## 特別会計予算審査特別委員会

平成24年3月16日（金）

### ◎ 開 議 の 宣 告 （午前10時00分）

○委員長（館市弘太） ただいまから特別会計予算審査特別委員会の会議を開きます。

吉村委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、出席委員数は17名であります。

本日の審査案件は、議案第18号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成24年度伊達市下水道特別会計予算、議案第20号 平成24年度伊達市公共用地先行取得特別会計予算、議案第21号 平成24年度伊達市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成24年度伊達市霊園特別会計予算、議案第23号 平成24年度伊達市簡易水道特別会計予算、議案第24号 平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成24年度伊達市水道事業会計予算の以上8案件であり、この順番で審査を行います。

それでは、以上8案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明については、3月2日の本会議において既に説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、提案理由の説明については省略することに決定いたしました。

質疑を始めるに当たり、何点かお願いを申し上げます。審査に当たっては、各会計ごとに歳入歳出全般にわたり一括して行いますが、予算書のページ数及び具体の質疑項目を明確にしてから質疑を願います。あわせて、運営がスムーズに進むように質疑及び答弁とも簡潔、要領よくお願いいたします。なお、委員会における質疑は先例により一問一答方式を採用しておりますので、これに基づいて質疑願います。

それでは、議案第18号全般の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 委員長から指摘があったように、簡潔明瞭にいきたいと思います。

昨年の税率改正の委員会で、いわゆるパブリックコメントに示した試算表が出されておりました。これに基づきまして、ちょっと動議もやりました。それで、税率改定に伴う影響額について示されている内容と、今般の歳入でそれぞれ一般、それから退職被保険者の本年度のいわゆる税額、税収、これらについて私の間違いかどうかわかりませんが、若干違いがあるように感じておりますが、これらについてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

昨年度税率改正の際にご提示させていただきました資料につきましては、23年6月30日現在の被保者、その数と、それから23年度の賦課のときに使用させていただきました所得額、これに基づきまして新しい税率を適用して試算したものでございます。今年度の保険税の予算額につきましては、1つには退職者の増による被保者の増も見込んでございます。そういったことから、所得を少し上

げさせていただいております。それと、実際には8,200万の影響額ということで算出させていただきましたが、それに収納率でいけば100%入ってくるわけではありませんので、8,200万の影響額のうち約7,000万強を歳入として見込ませていただいております。

○委員（吉野英雄） 金額の違いについてはわかりました。

それで、被保険者、一般の部分、退職者についてはお子さんはいらっしやらないと思いますので、一般の被保険者6,000円、20世帯というふうに表記をされております。それで、医療給付費の現年課税分で被保険者9,824人となっております。これたしか委員会のときにもお尋ねしたかと思いますが、いわゆる高校生以下の被保険者数というのはどの程度になっておりますでしょうか。

○保険医療課長（武川哲也） 申しわけございません。ちょっと高校生以下、18歳以下ということでのカウントはきょう持ってきてございません。申しわけございません。

○委員（吉野英雄） それでは、市のほうでいろいろやっている子供の医療費無料化の関係、これに該当するようなのはカウントされていますか、被保険者の数というのは。要するに医療費無料化の制度がありますよね、子供さん方の。それに該当する被保険者の数というのはつかまえていらっしやいますでしょうか。

○保険医療課長（武川哲也） 済みません、お時間をとらせて申しわけございません。医療助成という観点でいきますと、対象者が12歳以下ということになります。12歳以下ということになりますと……申しわけございません。6歳以下、いわゆる乳幼児というくくりでいきますと、約1,700人弱という数字でございます。それから、小学生につきましては、入院のときのみ医療助成の対象になってございますので、ちょっと人数的にはカウントしてございません。

○委員（吉野英雄） それで、これ事前に通告していないものですから、わかるかどうかわかりませんが、世帯数の中で医療費無料化、いわゆる助成の関係で、今小学生以下については1,700人というお話がありました。道の指導によりますと、高校生以下については、世帯として滞納があっても短期保険証で対応しなさいという指導になっていると思うのですが、実際にいわゆる世帯の滞納によって短期保険証になっている方々というのはどの程度いらっしやるか、つかまえていますか。

○保険医療課長（武川哲也） 措置の状況についてお答えいたします。

23年の10月現在ですけれども、短期保険証は354世帯でございます。また、資格証のほうは54世帯に対して交付してございます。この54世帯のうち、いわゆる高校生以下がいるということで短期証を交付しているものにつきましては3世帯でございます。

○委員（吉野英雄） それで、道内の各市町村によっては、短期証を交付されている世帯でも子供さんの部分については普通の保険証を発行している自治体もあります。短期保険証の場合には、いわゆる医療にかかる場合に、実際に短期証であっても窓口で支払う金額は一緒ですよ。ですから、子供さんの部分については、普通の保険証を発行するというふうな取り組みをやっている自治体もあるのです。私は世帯として、これは親の責任と言われればそうかもしれませんが、実際に子供の医療にかかるというのは夜中であったりいろいろするわけです。ですから、子供さんのそういう病気の場については、短期保険証の場合は伊達の場合は6カ月ですか、そういう心配のない子供さんの部分については、普通の保険証で対応すべきではないかなというふうに思っております。もち

ろん滞納だとかという問題は、世帯として親の責任ではあると思いますが、そういった部分については、窓口で支払う部分については、子供さんの部分についても窓口負担分は一緒ですと、短期証の場合は、そういう点では、やっぱり配慮して子供の部分についてはいくべきではないかなと思っておりますが、この辺についての考え方はどうでしょう。道内の各市町村の取り組みなどを参考にしながら検討するという考えはないでしょうか。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

短期証、それから資格証というものは、いわゆる措置ということで、まず保険税を納めていただいているらっしゃらない方々、それで納税相談等、納税折衝にも十分に応じられていない方、こういう方々に対して交付しているものでございます。単純に、ただ税金だけを納められないので、未納があるという方々には、基本的には交付していないと考えてございます。結局短期証を交付することは、いわゆる折衝機会を持ちたいということでございます。ですから、半年に1回、保険証を更新するに当たって、置かれている家計の状況ですとか経済状態を含めて私たちと交渉をしていただきたい。そういう中で短期証を更新していくということで、そういう手段として使ってございますので、今のところ、たとえ高校生以下であっても、1年間の普通証を交付するという形にしますと、短期証としての有効性といいますか、効力が十分発揮できないのではないかとというぐあいに考えてございます。

また、高校生以下の方々に关しましては、受け取りに来られないような場合であっても、すべてお手元のほうへ郵送でお届けしてございます。

○委員（吉野英雄） 今高校生以下の子供さんがいる場合については、これは全部窓口交付ではなく郵送で対処されているということで、これが問題になりましたのは、要するに切れ目なくきちつと医療を受けられるようにということで、子供の部分については国のほうもそういう厚生労働省のほうの対応になっていると思います。

それで、道内で先ほど取り組まれている市町村で、いわゆる国保の9条で短期証を交付することになっているのだけれども、短期証にかえて子供さんの部分については普通証、普通の保険証にするという対応をしているのが道内で7つあるというふうに道議会で説明をされております。私は、こういった前例に倣って、やはり子供の部分については、短期証ではなく普通の1年間の保険証をきちつとやっぱり交付していくべきだなというふうに思っております。これらについては、改めて検討を求めておきたいと思います。

それで、先ほど世帯で滞納している場合については、窓口での滞納相談だとか、実際の世帯の状況などについて話し合っ、よく状況をつかんで、そして対応していくためにも必要だということで、それについては私も否定はしませんけれども、やはり医療をきちつと受けていくという意味では、6カ月ごとに必ず窓口に来なければならないというものについてはどうなのだろうか。もちろん滞納になっているから滞納相談に来てくださいというような呼びかけをしてもなかなか対応してもらえないという問題はあったにしても、要するに窓口に来ないで受け取らなかったら、結局は医療を受けるのをためらうということになっていくわけですよね、実際に保険証がないのですから、短期証だと切れているわけですから。そこの部分については、もっともっと行政側にだけ一方的に

努力を求めるといふのは、これは酷なことかもしれませんが、やはり対応といふのはきちっとやっていかなくてはいけないなというふうに思っております。もちろん滞納繰り越しの問題ですとか、それは決算委員会のたびにいろいろ同僚議員からも、これはやっぱりちゃんとやれということが当然議論になってくるわけですが、同時に合わせて窓口でのそういった滞納相談とあわせて、短期証の交付の方法ですとか、そういったものを検討していくというふうなことも必要ではないかなと思っておりますが、この辺については、なかなか対応的には難しいのかどうなのか、この辺ご返答をいただきたいと思っております。

○保険医療課長（武川哲也）　なかなか難しい問題だと思います。国のほうも短期証、それから資格証等の交付に当たってはかなり緩いというか、緩和措置を講じるようにというふうな部分も出てきてございます。

ただ、いわゆる納税の平等性といいますか、そういった観点を考慮した場合に、本当にすべてを交付してしまっているのだろうかというような疑問も持っております。

それで、私どもとしましては、もちろん納税のほうでもかなり頑張っておりますけれども、納められない事情、そういったものをずっと納められないのではなくて、いろんな事情があることをきちっとやっぱり説明していただきたい。それで、納付書どおり納められなくても、例えば分割することでわずかずつでも納められる、そういうような努力もやはりその中で見出していきたいということもございまして、短期証、それから資格証については、基本を窓口交付というふうなことで今後も取り扱っていきないうぐあいに考えてございまして。

また、医療にかかれぬのではないかとというケースももちろん心配される部分はございまして。しかし、私が保険医療課長としてあそこへ行ってから見ている実態でございましてけれども、やはり病気になる、例えば資格証の方でも10割を払うのは大変なので、病院に行きたいのだけれどもと、そういう相談に来られる方結構いらっしゃいます。その場合については、プライバシーの問題もございまして、そんなに根掘り葉掘りは聞きませんが、その病状を確認した上で、ほとんどの場合、断ることはございせん。ほとんどは短期証を交付して医療機関へかかるような手続をとってございまして。

○委員（吉野英雄）　対応についてはわかりました。

それでは、もう一つ、これも私が携わった例ですけれども、やはり滞納を抱えて、それで実際に生活状況を見ると、生活保護のほうを受けたほうがいいのかというような生活状況の方もいらっしゃいました。それで、実は生活保護を受ける前に、まず医療の関係のほうをきちっとしていくためには、やっぱり医療の窓口で、いわゆる担当のほうの窓口で相談をしたほうがいいのかということでもございまして、実は国保法の44条の関係で対応できないかというようなご相談もしました。その際に、いわゆるいきなり生活保護ではなくて、医療の窓口に来られる方も結構いらっしゃると思うのですよね、担当のほうへ。そういう場合に、医療ばかりではなく、例えばそのほかに使えるさまざまな制度というものがあるはずですので、国保の44条を使ったり、あるいは生活保護のほうにつなげていったりということを経営的に庁内で横の連携をやっていかないと、いわゆるただ単に資格証だとか短期証というだけの問題ではなくて、生活全般をとらえてどう対応していくのかという

ふうなことを市内の横の連携というのも私は必要だと思うのです。それを窓口のほうに負担をかけるというのは大変口幅ったいわけですけれども、やはりそういう市内での横の連携で市民生活を全体的に支えていくというふうなことが必要ではないかなと思ひまして、この辺についての考え方をお聞きをしておきたいなと思っております。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

まさにそのとおりだと思います。窓口に来られても、例えばあした病院へ行く医療費がないというようなご相談に来られることというのはほとんどないのです。どちらかという、まず国保税が来たけれども、税金が払えない、納められない。それと、病院代というよりは、いわゆる生活費の問題が一番ネックになっていると思ひます。そういった部分については、まず税の部分に関しましては、例えばないならないの申告をきちっとしてもら。そういうことによって、申告をすることによって、いわゆる軽減も受けられる。まず、そういうことで、できる税の軽減措置を的確、適切に受けってもらう。それと、生活をする上ではちょっと国保の窓口では生活費まではという部分もございまして、ただやっぱり窓口で、生活保護へ行って相談してみたらいかがですかというのなかなか言えないのは現実でございまして。ただ、私たちのほうでは、今税金のこと、医療費のことを考えるのではなくて、生活ということをまず優先的に考えていただくことが肝心だと思います。そういったお話の中で、生活保護の窓口のほうへ相談に行かれる方もいらっしゃるよう思っております。そして、また今後もそのように対応していきたいと思っております。

○委員（吉野英雄） それで、今の件で1階のほうに市民相談室も設けられておりますよね。そういったところへつないでいくとか、制度的には全般的にどう活用できるものがあるとか、やっぱりそういった点では市民相談室というのは大変いい試みだと思ひまして、これは市長に感謝を申し上げたいと思ひますが、ぜひそういった点での制度、こういうものが使えるとかというのは、ここは市の広報などでそういったものは出されているわけですけれども、なかなか市民のほうには十分わからないで、ただただ生活に困った、困ったと言っているだけでは何にも解決していかないので、市民相談室あるいは窓口での対応などでそういったものを解決、すべてが100%解決に結びつくとは思ひませんが、やはりそういう努力をしていくということが必要だろうと思ひます。

次に、今回税率を改定をいたしまして、約8,000万近い税収を見込んでおまして、昨年国保の基金のほうから1億1,000万ほどバランスをとるために入れましたよね。それでバランスをとったということなわけですけれども、確かこれ国保の問題で市長に一般質問したときに、国保の財政が今後どうなっていくかによっては、一般財源からの繰り入れなども、いわゆる法定繰り入れ以外にやっぱり考えていかななくてはいけないのではないかとこのふうなご答弁ありました。今回条例改正をやりましたので、とりあえずは収支のバランス、完全に解決しているとは言ひませんが、若干バランスがとれるようになってきたと。これが赤字解消に本当につながっていくのかどうかというのは、これからまた推移を見なくてははいけませんけれども、今後国保財政の推移によっては、そういった一般財源あるいは基金からの一時的な借り入れ、繰り出し、そういうふうなことで対応していくという考えは市長のほうの考えはあるのでしょうか、どうなのでしょう。

○市長（菊谷秀吉） このまま去年だったのでしょうか、答弁しましたように、24年度の税の引き上

げとあわせまして、収支の結果を踏まえながら一般財源の繰り入れはやむを得ないと、こういう判断でございますので、時期、額等については、その推移を見ながら判断をしていきたいのと、このように考えております。

○委員（吉野英雄） それで、市長の判断はそういうことなのですけれども、やはり今般の赤字を抱えつつ国保を運営しているというのは、これはどこの市町村も変わらないと思うのです。それで、全道市長会もあわせて、国保連合会もあわせて国に要望していますけれども、これらを国の財政も大変だ、大変だということで、なかなかそうはならないのかもしれませんが、国保に関連している団体、力を合わせてこれやはり国に対しては物申すべきところは申していかななくてはいけないのではないのかなというふうに思っておりますが、全道市長会の副会長あるいは全国市長会の副会長として、市長の考え方、ご認識などを伺っておきたいと思っております。これで最後にしたいと思っております。

○市長（菊谷秀吉） これはいろんな議論がありますが、税と社会保障の一体改革という議論をもっと進めていかなければいけないかと思っております。1つと、昨年の暮れから国と地方の協議の場というところがありまして、これは国と地方六団体が年度末の税財源の関係あるいは交付税の関係等々で十分議論をいたしているところであります。その中で、社会保障費の負担の問題についても今全体的に議論しておりますので、その推移を見きわめながら判断をしていきたい。

ただ、ここではどうしても都道府県と市町村との利害が必ずしも一致しないという問題もありますので、なかなか地方といえども難しいという問題もあります。ぜひこれは解決すべき問題だと、このように考えているところでございます。

○委員（小泉勇一） 今吉野委員から質疑がありましたけれども、吉野委員と全く別な角度から質疑をしたいというふうに思っています。

ことしの予算書で雑収入というのが1億807万7,000円でございます。去年の当初予算はこれが9,227万5,000円で、結局本年度のほうが1,540万2,000円多いのです。ということは、この国民健康保険の特別会計の財政状況というのは去年よりも悪くなると、保険税を値上げしたにもかかわらず、財政状況は悪くなるという認識でいいのかどうか、まず確認をして、そこから始めたいと思っております。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

まず、去年の雑収入でございますけれども、23年度予算につきましては、先ほどもありましたけれども、1億1,000万の基金の繰入金を入りとして見込んでございます。それプラス雑収入で収支不足を補いましたので、実際の収支不足として計上したのは2億円でございます。今年度に関しましては、基金の繰り入れがございません。それと、これは毎年のごとでございますけれども、歳出についてはある程度余力を持ちながら、足りなくならないような、歳入に関しましてはある程度厳しくというような予算編成をしておりますので、この1億については、ことしの1億800万の雑収入の予算に関しましては、その余力分といいますか、その幅の部分といいますか、その部分を雑収入として計上させていただいてございます。基本的には、大幅な療養給付費の増加、大きな税収入の減少がなければ、何とかぎりぎりではございますけれども、プラス・マイナス・ゼロぐらいの収支ができないかなというような予想を立ててございます。

○委員（小泉勇一） 予算のときは、今に近いような答弁が毎年大体なされると思うのです。問題

は、今定例会に健康保険の補正予算も出されましたけれども、これによると平成23年度の雑収入は6億800万になります。そうしますと、ことしの赤字も恐らく6億を超えるのではないかとと思われるわけですが、そういう見通しは正しいかどうかお尋ねをしたいと思います。

○保険医療課長（武川哲也） 23年度の決算見込みについて、ちょっとご答弁させていただきたいと思います。

23年度の決算見込みといたしましては、基金、まだ入れてございませんけれども、年度末もしくは5月末で入れようと思っておりますけれども、1億1,000万、予算上は1億1,100万でございましたけれども、金利が下がったことで1億1,100万立たなかったのです。1億1,000万を取り崩して繰り入れする予定でございます。

それと、歳出のほうにつきましては、ちょっとまだ療養給付費が1カ月分未定でございます。例年1月、2月の給付費は下がるのですが、今年度に関してはちょっと今までの傾向と違って伸びております。その辺のこともありまして、1月とほぼ同じペースで伸びたとして計算してございますけれども、それでいくと、約1,000万前後の収支不足が出るかなと。これはちょっと歳入が伸びると、これくらいの減少というのは、収支不足というのは解消されることもありますので、できれば収支ゼロということに持っていきたいと考えてございます。

○委員（小泉勇一） 平成23年度分だけで言えば収支不足なくてゼロということは、今までの累積赤字はそのまま残るわけですね。そうすると、これいつまでたっても累積赤字は解消されないということになっていくわけです。先ほどお尋ねしたように、本年度予算の中でも1億1,000万ですか、基金の取り崩しありませんから。そうすると、ことしはまた赤字がふえることになりかねないのかなというふうに思われるわけなのです。

今、市長のほうから吉野委員に対する質疑の中にもありましたけれども、平成23年度の繰り入れもするのだというような答弁もありましたけれども、結局これ5月の最終補正の段階で出てくるのではないかと思いますけれども、そのときで何らかの形でこの累積赤字の解消に向けて提案されるお考えなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 23年度は予定をしておりません。これは当然で、これも小泉議員の質問に対する答弁の中で申し上げましたように、24年度以降の中でこの値上げを含めてどういう収支かを見ながら累積解消と当年度収支の改善という点で一般会計から繰り出しをしていきたいなど、このように考えております。

○委員長（館市弘太） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第18号の討論に入ります。

議案第18号については原案に反対する討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○委員（吉野英雄） 私は、議案第18号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

議案第18号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算は、平成23年12月定例会において改定

となった国民健康保険税額に基づき編成された予算であります。国民健康保険法は、戦後1959年の施行において、第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定をし、第4条で国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないということを規定しております。これは、戦前の旧国民健康保険法第1条にある相扶共済の精神にのっとり、保険給付をなすを目的とするとの考え方を戦後180度転換するものとなっております。

小泉構造改革以来、長引く経済不況による地域経済の落ち込みはいまだ回復せず、加えて大企業による従業員の大半を非正規雇用とする中で、雇用状況はいまだ改善の兆しが見えず、3月に発生した東日本大震災の影響が追い打ちをかけております。市民生活は、失業、離職後の期間が長期化し、仕事がないまま失業給付金切れとなる働く人々、月々の運転資金の見通しがいいまま廃業に追い込まれないかと苦悩とする中小零細業者、生産コスト高や価格保証の十分でない中で経営難に陥っている農漁業者など、あらゆるところに生活破壊が広がっております。民主党政権は、税と社会保障の一体改革の名のもとに、医療、介護などの社会保障の改悪、負担増に加え、消費税の増税を打ち出しております。

このような状況のもとで、慢性的な赤字体質からの脱却や平成22年度決算で累積赤字が5億1,600万円に達したこと、今後も収支バランスがとれない厳しい状況にあることを理由に、自主財源を確保するためとして保険税の引き上げが行われました。これまでも平成12年の介護保険制度導入や平成20年に実施が始まった後期高齢者医療制度導入以降、毎年のようにこの国保、介護、後期高齢者分を含めて改正が行われてきましたけれども、国民健康保険財政の健全化、赤字解消には根本的につながってはいません。市担当部署での収納率アップのためのさまざまな取り組みや納付相談などが一定の成果を上げておりますが、根本的なところで負担能力を超えた保険税の負担は滞納世帯、滞納総額の増加となり、収納率向上にも限界が見え始めているのではないのでしょうか。

国は、医療費窓口負担増に加えて、被保険者への資格証明書や短期証の発行が受診抑制を生み、治療を受けられない病気の重症化も一層懸念されるところであります。そもそも市町村の国民健康保険財政が膨大な赤字を招いた原因は、1984年の国民健康保険法改悪によって、それまで医療費の50%だった国庫負担を医療費の38.5%に切り下げたことを皮切りに、事務費国庫負担の削減、保険料減額措置や助産費補助金への国庫補助廃止などの改悪を行い、国が国保法第1条に規定する国の責任を放棄して実施主体である市町村に負担を押しつけてきたことに根本原因があります。市町村に対しその責を問うのは過酷ではないのかとの声があることも一理あるところでもあります。平成22年12月に、国保中央会や都道府県国民団体連合会、全国知事会、全国市長会など9団体が行った国保制度改善強化全国大会で、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げなどを国に求めていることは、このことを裏づけております。

市は、被保険者1世帯当たり、また1人当たり全道で低位にあり、国保財政健全化のために引き上げはやむを得ないとしております。しかし、伊達市では滞納世帯が1,000世帯を超え、加入世帯の16.2%に上っており、資格証明書発行、また短期証交付もふえております。市国保加入者の所得が加重平均で約115万円しかなく、国保税額が加入者の税負担能力を超えていることは明らかであ



り、逆に滞納世帯をふやし、国保財政のさらなる悪化につながることを懸念するものであります。市長は、市政執行方針で選択と集中、安心して暮らせる地域社会を強調されましたが、市財政の選択と集中の課題として一般会計からの繰り入れを増額し、市民生活の安定に振り向ける必要があると考えます。

よって、私は、議案第18号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算に反対であることを表明し、討論といたします。

○委員長（館市弘太） 次に、原案に賛成する討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○委員（犬塚貴敬） 私は、議案第18号、伊達市国民健康保険特別会計予算に賛成する立場から討論を行います。

伊達市の国民健康保険特別会計は、平成22年度決算において5億1,678万円と平成23年度当初事業予算の1割を超える累積赤字を抱える状況に至り、また今年度におきましても基金1億円を取り崩して何とか収支の均衡を保てるかといった状況にあります。これは、高齢化、さらには医療の高度化、複雑化等に伴い、医療給付費が年々増加傾向にある反面、その主財源である保険税収が長引く景気の低迷や不安定な雇用情勢等から減収となっていることによるものと考えられます。市では、医療給付費の抑制策として健診事業等による予防医療やジェネリック薬品の積極的な利用促進事業に取り組んできたところではありますが、いまだ収支の均衡を図るまでには至っていない状況にあります。

こうした中で、昨年12月の定例会において、伊達市国民健康保険税条例が改正されました。これは唯一の自主財源である国民健康保険税の増収を図り、少なくとも単年度収支を改善し、これまでの慢性的な赤字体質から脱却を期すものであります。平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算は確かに被保険者の税の負担増を伴うものではあります。増加する医療費による厳しい財政状況等を考慮した場合、妥当なものであると判断するものであります。

以上の理由から、私は議案第18号、伊達市国民健康保険特別会計予算に賛成であることを表明し、討論といたします。

○委員長（館市弘太） ほかに討論の通告がありませんので、討論を終わります。

議案第18号については原案に反対の討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員は起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（館市弘太） 起立多数であります。

議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号の全般の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第19号の討論に入ります。

議案第19号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号全般の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第20号の討論に入ります。

議案第20号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号全般の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 介護保険の関係について若干確認をさせてください。

今回の条例改正について、私どもは反対という立場をとりませんでした。それは、市のほうのさまざまな努力が一定程度行われているというふうに解釈をしております。もちろん介護保険料が上がるということについては保険料を納める皆さん方には大変申しわけなく思いますが、市のほうの厳しい財政の中でそれぞれできる範囲の努力をしているというふうに受け取りました。また、特別養護老人ホームや、それから認知症のグループホームなどの平成25年度からの設置などについても計画をされておまして、そういった点も評価をしたいと思えます。

それで、1点確認したいのは、今回いわゆる国のほうで示している生活支援事業、それからもう一つは24時間型の介護サービスの拡大についても国のほうで方針を示しているわけですが、これらについていわゆる介護事業者との話し合い、あるいは協議というのは行われて、どのような事業者のほうから感触、お話があったのか、あるいはそれを実施していくためにはどうした課題があるのか、これらについてお聞かせをお願いしたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

24時間の巡回型の関係だということですが、これにつきましては詳しい情報等が現段階で余り入っていないものですから、正式立ってその施設と打ち合わせをして確認をしておりませんが、それぞれの情報的に確認したところやはり人的なもので、看護師さんとかそういう確保が大変難しいという形でお話は聞いております。それで、24年度以降そこら辺も踏まえた中で、正式にいろんな施設に確認をしながら取り組んでいけるものかどうかも含めて検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私も、この24時間型、それから総合事業、これらについて事業者のほうでどのように考えているのか、何力所かお話を聞いてまいりました、施設に伺って。それで、やっぱり今お話があったように、人的確保が難しいことと、それから介護報酬がきちっと措置されるのかというようなことについてかなり心配されておまして、取り組みはなかなか難しいというようなお話も聞いてまいりました。実際に大都市で介護事業をやられているようなところと、やはりこういう地方都市で施設を運営されている方というのはなかなか難しい。特に人的確保が難しいことと、その人的確保に対する介護報酬というものがきちっと行われるのかと、措置されるのかということがあります。特に看護師などを確保する場合には、やっぱり一定程度の給料を払わなければ人が集まりませんので、そういった点でもなかなか難しいなという感触を受けてまいりました。

それともう一つは、今回の介護報酬改定の中で、施設の部分については、これまでであった介護施設に従事されている方々のいわゆる賃金保証の部分、賃金を上げて報酬を確保していくというような部分について何か玉虫色にされたような話を聞いておまして、そういった点でも今後介護事業者に対する実際の運営をしていく場合に、本当にこれまでのようにいわゆる介護従事者を確保していけるのかということについても不安があるようでした。これは、介護保険料の中でこれをやっていくということになると、なかなか大変かなと思うのです。事業者の事業をどう援助していくのかという点では、この市の介護保険料、介護会計だけでは到底やっていけないと思うわけです。実際にこれから2カ所ほどそういう介護事業者が、施設ができるわけですけれども、それ以外にも今までやってこられた介護事業者に対する対応といたしますか、あるいは要望をいろいろ聞いたりするような場面というのを、要望についてすべてが市のほうでできるかという問題はあるかと思いますが、要望を聞いてできるだけ介護事業者を支援できるものがあるのかどうか、そういったことをやはり把握していく必要があるのではないかなと思います。この辺についての考え方をお聞きして終わりたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

まず、介護報酬の関係ですけれども、昨年までは交付金という形で介護の処遇改善という形でとられていまして、今年度で終了ということで、来年度は1.2%介護報酬を上げまして、それに伴いまして処遇改善を行ってくださいという国の方針でございます。ただ、それが全部賃金のほうにはね返るかということとちょっといろいろ疑問がありますけれども、そこら辺もいろいろ情報交換をしながら、何か改善できるところがあれば要望していきなり、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 私は1点だけ、32、33ページですか、包括的支援事業・任意事業のところの任意事業費でございます。説明資料のほうもいただいておりますが、例のL S A派遣委託料の関係であります。いよいよ実際にスタートもいたします。ライフ・サポート・アドバイザーのこの中身について、今年度については1,000万増ということで、この項目でですね。もう少しまず説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

駅前C地区という形で今年の8月に入居が始まりまして、そこにシルバーハウジングということで18戸の方々を対象にして、それに伴うLSAさん、生活援助員さんを配置するという形になっております。内容につきましては、2名の方を配置をいたしまして所定の業務をしていただきますけれども、業務の内容を簡単にご説明いたします。まず、日常の生活相談を行っていきます。あと、安否確認ということで、毎日声かけを1日1回少なくともする形しております。あと、緊急通報の施設設備がありますので、それをした場合の対応、緊急時の対応を行っていきます。あと、シルバーに入居されている方の交流という形で、集会室等を利用して交流事業を生活援助員さんが企画をしてやっていくと。あと、徐々にですけれども、地域の皆様方との交流もできるような形で進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 以前にも説明をいただいておりますが、改めて新規の部分ご説明いただいております。実際にこれは委託ということになっておりますので、人的な人を選ぶのは社協ということでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 伊達市社会福祉協議会に依頼する予定でございます。

○委員（小久保重孝） その方については、介護の免許が必要だとか、何か特殊な能力というものは求めるのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 公募時には、そういう特殊な能力を求める予定はございません。

○委員（小久保重孝） はい、わかりました。

あと、受益者負担の部分があったかと思うのですが、これはどのようになっていますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 受益者負担の関係は一定の所得に合わせまして、ある程度の収入のある方については毎月幾らという形で段階を得まして受益者負担をいただく形になっております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） それで、シルバーハウジングということで政策として行う中で、今所得に応じてはその負担があるということですが、入居される方によってそれを必要としないというようなケースも出てくるのではないかと思うのですが、その方はそのシルバーハウジングには入れないとなるのか、シルバーハウジングに入ってもLSAのサービスは要らないということの選択肢というのはあるのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 入居者の方につきましては2月に1度ご説明をいたしまして、それでシルバーハウジングを、LSAにかかる費用という形、受益者負担という形になりますので、LSAを使うかどうかという意味確認をさせていただきまして、それに伴う費用がかかれば負担はしていただくという形になっております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 基本的に皆さんに、断る方はいないという前提なのだと思うのですが、そのことがないとか何か日常的に非常にふぐあいといいますか、状況が悪いのではないかなというふうに想像をするわけでありまして、その辺は実際にスタートしてみないと何とも言えないのですが、人によっては私はそんなに頼っていないからこの費用は払わないわなんてことがあったときにちょ

っとこれは大変だなと思っておりましたが、その辺については入居時にきちんと説明をしてご理解をいただいているということによろしいですか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 十分説明をして、ご本人の判断にお任せするような形になると思います。実際に勤められて、65歳以上いかれていまして、勤めていられる方がいるようにもちょっと聞いております。そういう方はまだ元気なものですから、そのL S Aを希望しないということもちょっと聞いておりますので、そういう方はシルバーハウジングではなくて一般的なところと。施設的には同じ施設なのですから、そういうすみ分けをする形になります。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） あと、2点ほど。

これに関しては、これも始まってみてなのですが、私は以前会派で長崎のL S Aを見に行ったことがございました。もう随分前になりますが、そのときにやっぱりサービスの範囲というものが理解をされるまでにかなり時間がかかったというようなこともお聞きをしています。先ほど免許の関係は特に問わないという中で、逆に言えばその免許に関係なく、幅広くいろんなことができるというところもあるのですが、負担が結構大きくなっていく可能性もある。要するにサービスというものがどんどん、どんどん求められていくということになったときに、その辺をアジャストしていくといえますか、うまく利用者側、そしてL S Aとの間をとっていくのは社協の役割なのかなとも思うのですが、ただそれでも市のほうの責任といえますか、立場というものも一番、とても大きいと思うので、そういったときに十分な対応をできるのかどうか。もちろんそのつもりでおられると思うのですが、そのサービスの範囲に関しての先ほどおっしゃっていただいたようなことが現場ではなかなか難しいですよ、実際のところ。その辺は現状ではどのように考えているのか、確認をさせてください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） それにつきましては、いろいろやっていく中で問題等発生する場合もあると思いますけれども、委託先である伊達市と社会福祉協議会といろいろ協議をしながら今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） これで最後にしますが、今回のそのL S Aの取り組みは大変これからの高齢化社会の中で非常に楽しみなという、期待のできる取り組みだと思っておりますが、一方でここだけのお話ではなくて、ある面これから本市が抱える市営住宅も高齢者が多いところも出てくるでしょうし、そこへの対応として同じようなサービスを展開するというのも1つですし、場合によってはその地域によっては高齢者の多くなっている、実際に個人宅で住んでいても地域的に高齢者が多くなっていく。そのときにそのL S Aという立場の方が仕事をしていくと、そういう機会の創出というものをやっぱり考えていくべきだということは当然市のほうは押さえていると思うのですが、今後の展開についてはこの取り組みを通じて今考えていることがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（菊谷秀吉） 今お答えをしましたように、やってみていろんな課題点をクリアしていくということと、それからほかの事例、長崎の話も出ましたけれども、各地域でやっております。それ

らをよく勉強しながら広げていければなと思います。その場合に、今はシルバーハウジングという制度を使つてのある意味実験、練習と言っても過言ではないと思いますが、今度市の単独事業として、財源手当てありませんので、やるということになろうかと存じますので、やる以上はしっかりとしなければいけませんので、この今回のLSAを駅前高住でまずやって、さらに地域として広げていって、その結果を踏まえて全市的に取り組めるかどうかということを考えていきたい。その場合に、やっぱり人口の少ない地域というのは、やはり買い物不便であるとか、病院にも遠いとかとありますので、順序としてはそういう地域から優先的に取り組むのが本来かなと、このように考えております。

○委員（小泉勇一） 1点だけお尋ねします。

私は、市の事務分掌といいますか、事務の中身わからないのですけれども、この与えられた資料によりますと、一般職がこの介護保険の中で前年度が7名、今年度は5名になっているのですけれども、これでやっていけるのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

前年度が7名という形で、予算上今年度5名ということで、実際のところ23年度も係員5名でやっております、いろいろ大丈夫でございますので。それで、2名減のうちの1名につきましては、正職員で同じ業務をしていた人が退職されて、同じ業務に嘱託という形でついていただいておりますので、実質は1名減という形になっております。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） そうしますと、これあくまで前年度の予算表示だと思いますけれども、人件費なんか2,000万円以上本年度減ることになりますけれども、決算上はこの予算とはまた変わった形で出るといふふうに理解していいのですか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

この前の3月の補正に2名減という形で減額させて、補正させていただきました。そういう形で、決算もそんなに差がなく決算されるような形になると思います。

以上でございます。

○委員長（館市弘太） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第21号の討論に入ります。

議案第21号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号全般の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第22号の討論に入ります。

議案第22号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第22号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号全般の質疑を願います。

○委員（上村 要） 簡易水道については大滝区の関係だと思しますので、若干お聞きさせていただきます。

議案の説明資料のほうに実施設計を行うという項目が入っているのですが、今年度については具体的に簡易水道の事業の設置という工事に入ってくるのではないかと思うのですが、この辺はどのようなことになっているのでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

この予算説明に入っております実施設計でございますが、これにつきましては本庁のほうから北湯沢のほうまで送る計画となっておりまして、その全体の基本設計はできてございますが、今年度、24年度で配水池の実施設計を行うことになってございまして、その分の実施設計分となっております。工事といたしましては、送水管の布設もあわせて行うということになってございます。

以上です。

○委員（上村 要） そうしますと、ことしも実施設計する部分があるということになるのだということだと思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

それともう一点、きょうの道新と民報にも載っていたのですが、上下水道の事業経営審議会のほうから市長のほうに答申されまして、合併の当時の協定書に基づきまして伊達市外地区と大滝区の料金統一を図るといようなことが載っておりました。それとまた、事業についても今後統一していくのだといようなことが書かれておりましたけれども、これらの見通しといいますか、いつごろをめどに具体的に進めていこうということになるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○地域振興課長（岩淵泰人） 今質問のありました水道料金等の調整でございますが、これにつきましては今年度、24年度より調整を図りまして、今検討中でありまして、その調整の段階で皆さんにご説明をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（上村 要） 料金については、たしか一般家庭等は余り差がない内容だったと思うのですが、大口利用になると料金が非常に大滝のほうの方が安いという状況になっていると思うのですが、大滝についてはホテル等もありますから、そういうところの了解を得ていくということになるのだと

思うのですけれども、いずれにしても料金が上がっていくということになるかと思しますので、ひとつその辺も十分検討されながら進めていただきたいと、このように思います。

それで次に、これ簡易水道事業ではないのですけれども、事業にはのっていないのですが、道営の円山地区の畑地総合対策事業で、今雑用水といいですか、水道整備がされていると思うのですが、これは簡易水道とは全然別個な事業で進められていると思うのですが、そういう認識でよろしいのですか。

○地域振興課長（岩淵泰人） 上円山地区の道営の飲雑用水につきましては簡水の事業ではございませんので、一般会計のほうで事業を進めてございます。

以上です。

○委員（上村 要） そうしますと、これについては今後先ほど申しました伊達のほうと一本化にしていくというのとは基本的にはもう離れた考え方で進めていくと、一般会計であくまでも進めていくのだということよろしいのですか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、上円山地区の飲雑用水につきましては今のところは一般会計で行うということになってございます。

以上です。

○委員長（館市弘太） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第23号の討論に入ります。

議案第23号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第23号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号全般の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第24号の討論に入ります。

議案第24号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



最後に、議案第25号全般の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 1点だけといいますか、ちょっと1点確認をさせていただきたいと思いません。

資料というよりも収支全般を見て、本市は水道については非常に状況はいいのですが、ただ将来のことを見据えますと、24年度もいろんなことを考えながら予算を立てていると思っておりますが、収支不足というのは特になく、支出、いわゆる出の部分、歳出の部分の努力というのは今回どんな点について注意をして臨んだのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○水道部長（赤木 肇） お答えいたします。

経営そのものは大変良好に進んでいるというのは、ご承知のとおりであります。収入がたくさん北電の関係であるから支出のほうもどんどん普通にやれということではなくて、維持管理費の中では特にこれということでもありませんけれども、節約、節減、そういったものには十分気を払いながら発注しておりますし、それから特に維持管理費の節減ということでは日ごろから努めていると。ちょっと雑駁な言い方ですけども、そういうことでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 意地悪な質問で恐縮ですが、経営状況がいいと恐らくこういう考え方というのは余りないのかもしれませんが、きょうは新聞でも出ていたように、水道ビジョンの関係、審議会などの議事録も見させていただきましたが、2028年ですか、今の状況でのいわゆる使用量と、また耐用年数、設備関係のことをかんがみると、2028年には赤字に変わるというような数字がありました。本市は、大口の事業者のおかげでかなり経営的には助かっているわけですけども、その2028年、遠いようであと16年しかありませんので、その中で現状から、今から、平成24年からやっぱり努力していくことはいろいろあるのではないかなということでご質問をしたところでございます。いろいろと設備が多額にかかっていく事業でもありますし、どこまでも拡大していくという考え方も見直しをしていかなければならないのかもしれませんが、その辺の考え方を1点だけ。水道部長が一応これで認められたということで動き出すわけですから、なおさらきょうこの予算の中で1点確認をしておきたかったわけでありまして。これについて、今後の今申し上げたような将来への負担、またその状況、事業者の状況だって変わるやもしれない。そういう中で、経営努力というのはどうあるべきか、その点について確認をしておきたいと思えます。

○水道課長（佐藤 嘉） お答えします。

水道ビジョンで、将来のことも考えてアセットマネジメントをいろいろ検討しました。それで、その水道ビジョンの中で平成28年ごろには収支がゼロというふうになるのですけれども……

〔「2028年」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（佐藤 嘉） 2028年ですね。それで、これは耐用年数をそのまんまの状態、耐用年数来たものをそのまんま更新していくとそういう状態になるので、それを多少長引かせるなり、耐用年数来たときにそのまんま更新するのではなくて、長引かせていけばまだまだ伸びるというような検討をしていますので、なるべく延命措置をとりながらやっていきたいなというふうに思っています。

○委員（小久保重孝） 通告もしていませんから、考え方についてお伺いをしているので、恐縮ですが、今のお答えですと超寿命化をしていくということの中で、設備を耐用年数以上に使っていけばある程度支出というものは先延ばしにしていけるのではないかということで、2028年がそのリミットにはならないということなのですが、ただやはり大口の事業者さんの状況だって本当にいつ変わるかわからない。現状よりも20%、30%減少するようなこともこれからの時代やっぱり考えていかなければならないのではないかな、そんなふうに思うのです。

そうしますと、現状恐らくかなり今部長お答えいただいたように、切り詰めて維持管理なども努めているとは思いますが、これ以上は難しいということなのかなと。もっともっと努力するといっても限りがあって、これだけのコストは最低負担をしていかなければならないから、結果的にはこれは市民の負担をどこかの時点で、2028年ではなくてもっと早い時点で考えなければならぬということなのか、その辺について1回考え方を聞いておきたかったのです。いかがでしょうか。

○水道部長（赤木 肇） お答えいたします。

先ほど課長答えましたように、耐用年数ごとに更新していけば財政状況も厳しくなるということです。それで、これ以上切り詰められないのかということですが、ビジョンの中では管の更新だとか大体3億ぐらいのお金をかけて更新していくと少し延命化が図られるのではないかというふうになっているわけですが、例えばその委託の部分をもっと民間委託にするとか、そういうことは考えられるかなというふうには思いますけれども、今差し当たってどうのこうのということではありませんけれども、将来的には経費節減という意味ではそういうことも考えられるのかなというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） これでやめますが、市民負担という部分は、これはどこかでこれ仕方ないという判断はお持ちですか。そのことは現状では議論がありますか。市民負担をふやしていくということについて、どこかの時点で考えなければならぬというふうに庁内では議論があるのでしょうか。

○水道部長（赤木 肇） 先ほどの2028年というお話ですが、それはあくまでも前提条件としては、今の料金を変えないで耐用年数が来たときに変えていくという前提のもとでは28年もつということですので、あくまでも料金を値上げしないでその更新時期を若干平準化することによってこのままいけるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（館市弘太） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第25号の討論に入ります。

議案第25号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、議案第25号については原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上で付託された議案の審査はすべて終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（館市弘太） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で当委員会に付託となった8案件につきまして審査を終了しましたので、特別会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時29分）